

獨島は大韓民国の領土

獨島に対する地理的認識と歴史的根拠

1 獨島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました。

— 獨島から最も近い韓国の鬱陵島(獨島から87.4km)では、天気の良い日には肉眼で獨島を眺めることができます。こうした地理的な特性から、獨島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。

— こうした事実は、韓国の古文書でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期に官撰された『世宗実録』『地理志』(1454年)には、『于山(獨島)・武陵(鬱陵島)・・・二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる』と記されています。

— 特に、鬱陵島の周辺には多くの付属島嶼がありますが、天気の良い日に肉眼で見ることができるのは獨島だけです。



獨島-鬱陵島間、獨島-陸岐島間距離



鬱陵島から眺めた獨島(黄色い丸の中)

2 韓国が獨島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています。

— 朝鮮初期に官撰された『世宗実録』『地理志』(1454年)には、鬱陵島(武陵)と獨島(于山)が江原道蔚珍県に属する二つの島と記されています。また、この二つの島が6世紀初頭(512年)に新羅に服属した于山の領土と記されているため、獨島に対する統治の歴史は新羅時代まで遡ります。

— 獨島に関する記録は、『新增東國輿地勝覽』(1531年)、『東国文献備考』(1770年)、『萬機要覽』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)など他の官撰文献でも一貫して書き継がれています。

— 特に、『東国文献備考』『輿地考』(1770年)などには、『鬱陵(鬱陵島)と于山(獨島)は全て于山の領土であり、于山(獨島)は日本でいう松島』と記述されており、于山島が獨島で、韓国の領土であったことをより明確にしています。



世宗実録地理志

獨島に対する大韓民国政府の基本的な立場

獨島は、歴史的・地理的・国際法的に明らかに韓国固有の領土です。獨島をめぐる領有権紛争は存在せず、獨島は外交交渉および司法的解決の対象にはなりません。

大韓民国政府は、獨島に対し確固たる領土主権を行使しています。大韓民国政府は、獨島に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応しており、今後も引き続き獨島に対する韓国の主権を守っていきます。



東海から眺めた獨島全景



獨島の春

韓日間の鬱陵島争界と韓国の獨島領有権の確認

2 1905年、島根県告示による獨島編入の試みがあるまで、日本政府は獨島が自国の領土ではないと認識していました。これは、1877年の『太政官指令』など日本政府の公式文書でも確認できます。

— 韓日間の「鬱陵島争界」を通じ獨島が韓国領土であることが確認されてから、明治政府に至るまで、日本政府は獨島が自国の領土ではないという認識を維持していました。

— これは、1905年に日本が島根県告示により獨島編入を試みるまでは、獨島が日本の領土だと記録した日本政府の文献が存在しないことや、むしろ、日本政府の公式文書でも獨島が日本の領土ではないと明確に記録していることからよく分かります。

— 代表的な例として1877年、明治時代の日本の最高行政機関であった太政官は、江戸幕府と朝鮮政府との交渉(鬱陵島争界)の結果、鬱陵島と獨島が日本に帰属するものではないということが確認されたと判断し、内務省に対して、『竹島(鬱陵島)外一嶋(一嶋:獨島)は日本とは関係がないことを心得よ』と指示しています(『太政官指令』)。

— 日本内務省が太政官に質疑した際に添付した地図「磯竹島略図(磯竹島は日本における鬱陵島の旧名称)」に竹島(鬱陵島)と共に松島(獨島)が描かれている点などからも、上記の「竹島外一嶋」の一嶋が獨島であることは明白です。



太政官指令



磯竹島略図

1 17世紀、韓日の政府間交渉(「鬱陵島争界」)を通じ、鬱陵島とそれに属する獨島が韓国の領土であることが確認されました。

— 17世紀、日本鳥取藩の大谷・村川両家は朝鮮領土である鬱陵島で不法漁業をし、1693年鬱陵島で安龍福をはじめとする朝鮮の人々と遭遇します。

— 両家は、日本政府(江戸幕府)に朝鮮の人々の鬱陵島への渡海を禁止するよう求め、幕府は対馬藩に朝鮮政府と交渉するよう指示し、両国間で交渉が始まります。これが「鬱陵島争界」です。

— 江戸幕府は1695年12月25日、鳥取藩への照会を通じて「鬱陵島(竹島)と獨島(松島)はいずれも鳥取藩に属さない」ことを確認し(「鳥取藩答弁書」、1696年1月28日、日本人の鬱陵島方面への渡航を禁じるよう指示しました。

— これで、韓日間の紛争は決着し、鬱陵島争界により鬱陵島と獨島が韓国の領土であることが確認されました。

大韓帝国の獨島統治と獨島領有権の回復

1 大韓帝国は、1900年の「勅令第41号」において獨島を鬱島郡(鬱陵島の管轄区域)として明示し、鬱島郡守が獨島を管轄しました。

— 1900年10月27日、大韓帝国は皇帝の裁可を得て鬱陵島を鬱島に改称し、島監を郡守(郡の長)に格上げするという内容の「勅令第41号」を発しました。勅令第2条では、鬱島郡の管轄区域を「鬱陵全島及び竹島、石島(獨島)」と明記しています。



勅令第41号

— 1906年3月28日、鬱島(鬱陵島)郡守の沈興澤は、鬱陵島を訪れた島根県の官民で構成された調査団から、日本が獨島を日本の領土に編入したことを聞き、翌日これを江原道観察使に報告しました。この報告書には「本郡所属獨島」という文言があり、1900年の「勅令第41号」に記された通り、獨島が鬱島郡の所属であることが明確に分かります。

— 江原道観察使署理(代行)兼春川郡守の李明来は4月29日、これを当時の国家最高機関であった議政府に「報告書外」として報告し、議政府は5月20日、「指令第3号」をもって獨島が日本の領土になったという主張を否認する指令を発しました。

— このことから、鬱島(鬱陵島)郡守が1900年に発せられた「勅令第41号」の規定に基づいて、引き続き獨島を管轄しながら領土主権を行使していた事実は明白です。



報告書外及び指令第3号

2 1905年の島根県告示による日本の獨島に対する領土編入の試みは、韓国の主権を侵奪する過程の一環であり、韓国の獨島領有権を侵害した不法行為であるため、国際法的にも無効です。

— 日本は1905年「島根県告示第40号」を通じて、韓国の領土である獨島を自国の領土に編入しようと試みました。

— 当時、日本は満州や韓半島の利権をめぐるロシアと戦争中でした。1904年2月、日本は大韓帝国に対して「韓日議定書」を締結するよう強要し、露日戦争を行うため日本が必要とする韓国領土を自由に使用しようとした。日本が獨島を自国の領土に編入しようとしたのも、東海におけるロシアとの海戦を前にした状況で、獨島が軍事的に価値があると判断したためです。

— また、日本は1904年8月「第1次韓日協約」を通じて韓国政府に対し日本人など外国人顧問を任命するよう強要するなど、1910年に韓国を強制併合する以前から既に韓国に対する侵奪を段階的に進めていました。

— 獨島は、こうした日本による韓国の主権侵奪過程の最初の犠牲者でありました。1905年日本による獨島編入の試みは長きに亘って固く確立された韓国の領土主権を侵害した不法行為であるため、国際法上も全く効力がありません。

3 第2次世界大戦の終戦後、獨島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています。

— 1943年12月に発表されたカイロ宣言には、「日本は暴力と貪欲によって略取した全ての地域から追い出されるべきだ」と明記されており、1945年7月に発表されたポツダム宣言もカイロ宣言の履行を規定しています。

— また、連合国最高司令官総司令部は、1946年1月の連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第677号及び1946年6月の連合国最高司令官覚書(SCAPIN)第1033号を通じ、獨島を日本の統治・行政範囲から除外しました。

— こうした経緯から、獨島は第2次世界大戦終戦後独立した大韓民国の不可分の領土となり、これは1951年のサンフランシスコ講和条約でも再確認されました。

— 大韓民国政府は、獨島に対する確固たる領土主権を行使しています。大韓民国政府は、我が国の主権に対するいかなる挑発にも断固かつ厳重に対応していき、引き続き獨島に対する我が国の主権を守っていきます。

I ♥ DOKDO
독도사수연합회
http://dokdomk.com
607-809 부산시 동래구 명장로63번다길 35
TEL, FAX, 겸용 051-782-9174
E-mail, ds5ean@naver.com
H.P. 010-6504-6510